

**みんなの党栃木県支部及び栃木県議会みんなのクラブの平成23年度2月補正予算、
及び平成24年度当初予算編成に対する要望書に対する回答**

平成24年2月6日

本県においては、厳しい財政状況の中、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、県民満足度の高い県政の実現に向け、自律した行財政基盤の確立に取り組んでいる。

東日本大震災や円高等の影響もあり、平成24年度の県税収入は減となるが、地方交付税等を含めた一般財源総額については、平成23年度と同程度を確保できる見込みである。

平成24年度は、震災等からの復興を最優先の課題とし、本県観光地や農畜産物の風評被害対策をはじめ、原子力災害対策や県民生活の安定、経済・産業活力の回復などに積極的に取り組んでいくこととし、そのための財源の確保に努め、財政健全化と震災復興対策の両立を図っていく。

また、選択と集中による施策の重点化を進め、復興推進の基本ともなる「新とちぎ元気プラン」に掲げた重点戦略の着実な推進を図るほか、雇用対策など当面する県政の重要課題にも的確に応えていく。

○ 重点的に取り組むもの

I 東日本大震災からの復興と原子力災害対策への積極的な取組

II 新とちぎ元気プランの着実な推進

- 1 政策の基本「人づくり」
- 2 暮らしを支える安心戦略
- 3 明日を拓く成長戦略
- 4 未来につなぐ環境戦略
- 5 とちぎづくり戦略の推進に向けて

要望事項に対する回答は、次のとおりである。

要 望 事 項	回 答
<p>2 県政運営方針に対する重点要望について</p> <p>本県は昨年4月、平成27年度までの5年間の計画期間とする栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」を策定し、近年の社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、県民益の最大化を追求している。</p> <p>一方、本県の財政事情は、医療・福祉関係経費の増加や地方交付税の削減等により財政調整的基金が枯渇するなど悪化の一途を辿っていたことから、平成21年度から「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく行財政改革に着手し、大幅な経費削減に取り組むことで、財源不足額の圧縮に努めている。</p> <p>このような中、昨年3月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故によって新たに災害復旧・復興対策が必要となる一方、平成23年度の県税収入が当初予算を下回る見込みとなるなど、今後、財源不足の拡大が懸念される状況にある。</p> <p>平成24年度における県政運営は、過去の経験や前例に囚われることなく、短期・中期・長期という各段階でしっかりと将来を見据え、新たな発想で取り組むべきである。</p> <p>そこで、我々栃木県議会みんなのクラブは、県政運営の新たな方針について下記のとおり強く要望する。</p> <p>(1) 財政運営について</p> <p>県ではこれまで、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき職員給与のカットや大幅な行政経費の削減などを実行することで、自律的な行財政基盤の確立と県民益の最大化に全力で取り組み、一定の成果を上げているが、更に公務員人件費をはじめとした行政経費削減に向けた実行計画を策定し実施すること。</p> <p>また、当該プログラムの集中改革期間は平成24年度末に終了することから、期間中の各種事業の評価・検証を行うとともに、東日本大震災の影響も踏まえて、期間終了後の財政健全化に向けた新たな県政運営方針を定めること。</p>	<p>平成24年度は、震災からの復興に最優先で取り組むとともに、そのための財源確保に努め、財政健全化と震災復興対策の両立を図っていく。</p> <p>「とちぎ未来開拓プログラム」は、国の地方財政対策の状況や経済動向などを把握し、毎年度の予算編成において、検証・見直しを行うこととしており、現在、プログラムの取組内容について精査をしているところである。</p> <p>なお、平成23年2月には、プログラムの考え方を踏まえながら、5年間に取り組むべき行財政改革の考え方と取組内容を明らかにした「とちぎ行革プラン」を策定したところであり、引き続き、財政健全化に向けた取組を継続していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) 「新とちぎ元気プラン」による復興推進について</p> <p>これまで栃木県議会みんなのクラブは、東日本大震災の発生にあたって、復興のための本県版復興計画を策定し、震災対応方針を明確にすべきと要望してきたが、県は、昨年からの計画期間が開始された「新とちぎ元気プラン」に基づく施策の推進と併せて震災対応に取り組むと述べてきた。</p> <p>しかし、復興に関する緊急的措置や中長期にわたる減災への対応、今後の計画や各種事業の優先順位などについて、県民や県内市町に対する説明は必ずしも十分であったとは言えない状況である。</p> <p>については、「新とちぎ元気プラン」における震災対応として各年度の事業の精査、施策の進捗状況や効果の検証を行うことで、県の復興推進指針を明確にし、オール栃木体制で着実な事業の推進を図ること。</p> <p>(3) 地域主権について</p> <p>地方分権改革については、関係法令を整備した第一次及び第二次一括法等が成立し、国と地方のあり方や相互対等の関係が構築される途上にある。</p> <p>みんなのクラブもかねてから、県民により身近な基礎自治体が権限・財源・人材を有する、「小さな都道府県、大きな市町村」実現に向けた地方自治体の抜本的な改革を主張してきた。</p> <p>これまで本県においても、「栃木県権限移譲基本方針」に基づく取組を推進してきたが、現在、市町間における移譲された権限の格差や行政サービスの低下等が懸念されており、県の一層の支援が必要である。</p> <p>さらに、現在高まりつつある地方自治法改正を見据え、地方自治体の枠組みや財源配分、人材配置等について、本県版の地域主権推進目標を新たに定め、今後、全国知事会等を通じて地方政府確立に向けた取組を国に対して強く要望していくこと。</p>	<p>東日本大震災からの復興に向け、「栃木県震災復興推進本部」を設置し、市町村や関係機関と連携のもと、県民生活の安定、経済・産業活力の回復、災害に強い地域づくり等に県を挙げて取り組んでいるところである。</p> <p>「新とちぎ元気プラン」に掲げる「安心」「成長」「環境」の3つの重点戦略は、地域における支え合いの推進や本県の強みを活かした産業の振興、環境にやさしいエネルギーの地産地消の挑戦など、いずれも震災から立ち直り、新たなとちぎづくりを進めていく上で欠かすことのできない政策の軸となるものであることから、引き続き、その着実な推進に努めていくこととしている。</p> <p>また、震災等に関連した諸課題については、重点戦略マネジメントにおいて対応策を協議し、平成24年度に風評被害払拭のための誘客対策や災害対応力の強化に資する再生可能エネルギーの導入促進策の充実に取り組むこととした。</p> <p>政府は平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、地方税財源の充実確保や地方政府基本法の制定などの取組方針を示したが、その内容の実現については、地域主権改革関連3法や第二次一括法は成立したものの、まだ一部にとどまっている。</p> <p>引き続き、国に対しては、施策・提案要望や全国知事会などでの活動を通じて、大綱に掲げた取組の実行と更なる改革の実現に向けた取組を強く求めていく。</p> <p>また、市町村への権限移譲においては、県では県全体としての行政サービスを確保するため、法令改正や事務処理に関する情報提供等を適切に行い、助言や研修を適宜実施するなど、積極的に市町村を支援していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 広域連携について</p> <p>本県は昨年12月、東日本大震災の復興推進を目的に、県内37の機関・団体で構成する「栃木県観光振興・復興県民会議」を発足させた。この県民会議での議論を踏まえて、観光を軸に農業や商工業などの復興推進、風評被害払拭に取り組む考えを示している。</p> <p>しかし、観光業や農業、商工業以外にも健康影響調査や除染実施計画の策定、汚染廃棄物の処理、さらにはエネルギーの地産地消を始めとする電力確保策や放射線教育の充実といった新たな政策課題に対処するには、東日本大震災の復興に対する総合的かつ一体的な県政運営の推進協議会の設置が必要である。</p> <p>また、隣県においても同様の課題を抱えていることを鑑み、共通課題に対する対応を広域的に推進するために、「北関東広域連合（仮称）」を設立し、真に実効性のある広域連携を図るべきである。</p>	<p>「栃木県震災復興推進本部」により、市町村や関係機関と連携のもと、被災者等への各種支援や風評被害対策など、県民生活の安定、経済・産業活力の回復、災害に強い地域づくり等に県を挙げて取り組んでいるところである。</p> <p>また、平成24年度に「原子力災害対策室（仮称）」を設置し、原子力災害関係業務の総合調整や市町村が行う除染等の措置への支援を始めとする原子力災害対策に積極的に取り組んでいくこととしている。</p> <p>今後とも「震災復興推進本部」を中心に庁内の連携を一層強化するとともに、市町村や近隣県、国、各種団体などとの十分な連携や協力等を図り、被災者の生活支援、農林水産業や観光業等における風評被害対策、再生可能エネルギーの利活用などを推進していく。</p> <p>また、これまで、北関東磐越五県知事会議等を通じ、災害時の相互応援や人事交流をはじめ、観光振興や福祉施策など、県域を越えた広域的な行政課題に連携して取り組んできたところであり、今後とも近隣県との広域連携を積極的に図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>3 震災対策について</p> <p>(1) 健康影響調査の充実強化について</p> <p>放射能汚染から県民を守ることは、県が取り組む喫緊の課題である。</p> <p>県ではこのほど、国の「汚染状況重点調査地域」に指定された県内8市町を中心に個人線量計による測定、給食調査、ホールボディカウンターによる測定及び空間線量率からの被曝線量の推計調査を実施することとし、特に個人線量計については、3歳から15歳までの子ども約3,700人を抽出して検査することを発表した。</p> <p>しかし県民の安心を確保するためには、このような方式でなく、那須町が既に実施を決めた、18歳以下の全ての子どもや妊産婦を対象とする甲状腺エコー検査、尿検査、母乳検査と同様の検査を行い、県民の不安を払拭するための措置を継続的に講じること。</p> <p>(2) 放射性物質の除染促進について</p> <p>「汚染状況重点調査地域」の指定を受けた県内8市町においては、本格的な放射性物質の除染作業が本年中に開始される。</p> <p>そこで県は、8市町との間で組織した「栃木県除染関係市町連絡協議会」などを通じて、住民主導型の除染体制を構築し、それを基に各市町の「除染実施計画」の策定を支援すると同時に、除染事業の実施にあたり利権化しないよう透明性の高い枠組みを構築すること。また、各市町からの要望に対しては積極的に除去土壌の仮置き場や処分場の確保に努め、市町が苦慮していることを踏まえ、必要な措置を国に対して要望すること。</p>	<p>「放射線による健康影響に関する有識者会議」からは「本県の放射線レベルはこれまでのモニタリングデータ等から、健康に影響を及ぼす程度ではない」との見解が示されるとともに、「県民の不安を軽減するためには、放射線被ばく線量を目に見える形にすることが有効である」との助言を受け、現在、個人線量計による測定等を実施している。</p> <p>今後、測定結果等を踏まえた有識者会議の最終報告に基づき、県民の不安払拭に向けた対応を検討していく。</p> <p>○放射線による健康影響に関する有識者会議費 7,878</p> <p>県では、汚染状況重点調査地域に指定された8市町において、除染に関する情報及び課題の共有化を図るため、「除染関係市町連絡協議会」を設置した。今後とも、当該協議会の場を活用し、関係市町において除染実施計画の円滑な策定と効果的な除染が進められるよう情報や課題の共有化を図るとともに、仮置き場の確保については、放射性物質汚染対処特措法の基本方針等を踏まえ、協議会の場において十分に協議していく。</p> <p>さらに、中間貯蔵施設等の確保やその安全性の確保については、これまでも国に対し、福島県と同様に国が責任を持つて対応するよう、市長会及び町村会とともに要望しているところであり、引き続き関係市町と連携して、適切に対応していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(3) 放射性物質濃度が高い焼却灰や溶融スラグ等の処分先確保について</p> <p>放射性物質濃度が高い廃棄物処理施設の焼却灰や下水汚泥の溶融スラグ等の処分先の確保は、大変困難な状況にある。</p> <p>現在では、放射性物質濃度が減少傾向にあるものの、依然として処分先の確保が困難であることから、関係市町と協議の上、国に対し、仮置きしている放射性物質濃度の高い焼却灰や溶融スラグ等の処分先確保について要望すること。</p>	<p>平成23年12月、国に対し、市長会及び町村会と連携して、国の責任において早急に焼却灰や溶融スラグ等の最終処分場を確保することなどを内容とする「放射性物質の除染及び廃棄物等の処理に関する緊急要望」を行ったところである。</p> <p>今後も引き続き、関係市町と連携しながら、国に対してその処分先確保について、あらゆる機会を捉えて要望していく。</p> <p>○放射性物質対策費〔特別会計〕 554,398</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 食品安全検査体制の確立</p> <p>放射能による食品に対する不安が広がっていることを踏まえ、食品安全検査体制を早急に整備すること。特に学校給食食材の全量事前検査体制を確立し、子供の食の安全を確保すること。また、本県農産物を出荷段階で全品測定できる体制を確立し、安全性を積極的に周知すること。</p>	<p>放射性物質に対する食品安全管理体制を強化する観点から、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(2期計画)」に新たに「放射性物質に対する食品安全管理体制の強化」に関する項目を加えるとともに、保健環境センターに放射性物質測定装置を増設するなど、モニタリング体制の強化を図り、引き続き県民の食の安全の確保に努めていく。</p> <p>学校給食食材については、一層の安全・安心を確保するため、教育事務所に放射性物質測定装置を整備し、市町村の喫食前検査体制を支援していく。</p> <p>県産農産物の検査については、農業試験場のゲルマニウム半導体検出器を2台体制とし、検査品目の拡大や検査地点数の増加など、モニタリング検査体制の強化を図っていく。</p> <p>また、環境モニタリングの結果も含め検査結果等については、ホームページはもとより各種広報媒体を活用しわかりやすく県民に対し周知を図っていく。</p> <p>○農産物等放射性物質対策関連事業費(緊急雇用・一部再掲) 1,287,106 (21,139)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(5) 観光振興対策について</p> <p>原発事故による放射能汚染への懸念から、本県観光業は深刻な風評被害を受けている。</p> <p>県ではこのほど「栃木県観光振興・復興県民会議」を設立し、観光地支援に向けた全県的な気運の醸成に向けて県民にメッセージを発信するとともに、高速道路無料化等について国に対し要望を行ったところであるが、今後は、具体的な活動内容を明確にししながら、風評被害の払拭と観光振興に努めること。</p> <p>なかでも高速道路無料化については、近県と連携の上、一層強く国に働きかけていくとともに、県内有料道路の無料化について積極的に検討すること。</p>	<p>平成23年末に設置した栃木県観光振興・復興県民会議において、引き続き、本県観光地への支援の呼びかけや国内外への情報の発信を行うとともに、地域の観光関係者等から構成される部会を設置し、観光地の実情を踏まえた議論を進めていく。</p> <p>また、市町村や関係団体等と連携しながら、観光物産展など各種イベントやテレビ・インターネット等、あらゆる機会を捉え、風評被害の払拭と観光客の誘客に努めていく。</p> <p>高速道路無料化については、これまでも県民会議と県の連名により国に要望したほか、栃木県観光物産協会、栃木県旅館ホテル生活衛生同業組合等も連名で国に要望するなど、オール栃木体制で国に働きかけている。</p> <p>また、県内有料道路の無料化については、今後の観光客の動向や観光地の状況を見極めていく。</p> <p>○「とちぎ元気グルメ祭」開催事業費 16,000</p> <p>○海外観光プロモーション事業費 13,029</p> <p>○風評被害対策国内誘客事業費 105,953</p> <p>○「とちぎの食の魅力掘り起こし隊」事業費（緊急雇用・再掲） (30,915)</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(6) 廃用牛の出荷遅延対策について</p> <p>原発事故に伴う放射性セシウムによる汚染牛肉問題については、肉用牛肥育農家に対しては、国の肉用牛肥育経営緊急支援事業等による支援策が講じられているが、子牛生産や搾乳を終えた廃用牛を出荷する肉用牛繁殖農家及び酪農家に対する独自の支援は、全くといって良いほど実施されていない状況にある。</p> <p>そこで農家の負担軽減を図るため、廃用牛に係る出荷遅延対策を実施し、新たな育成牛の導入促進を図ること。</p> <p>(7) しいたけ生産農家への支援について</p> <p>原発事故に伴い、全国第6位の生産量を誇る本県産の原木乾しいたけも出荷自粛を余儀なくされている。</p> <p>そこで出荷自粛により損害が発生したしいたけ生産農家に対する経営資金や損害賠償請求に関する相談に万全を期すとともに、原木の確保については、国の「需給情報システム」の活用のみならず、県自らが、県内における確保について積極的に支援すること。また、本県産の特用林産物全般の風評被害を払拭し、その消費拡大に取り組むこと。</p>	<p>出荷待機牛については、肥育農家や酪農家では概ね解消されており、繁殖農家の廃用牛については、飼養管理の状況等を勘案しながら関係団体等と連携し、適切に対応していく。</p> <p>また、肉用牛繁殖農家の新たな育成牛の導入については、県産優良繁殖牛保留強化事業の活用により支援していく。</p> <p>各環境森林事務所等に相談窓口を設置し、「がんばろう“とちぎの農業”緊急支援資金」や東京電力への賠償請求に関する相談に対応している。</p> <p>原木の確保については、国の「需給情報システム」を活用するとともに、林業センターにおいて、県内原木の放射性物質濃度を調査し、森林組合等の原木生産事業者に情報を提供することで、安全な原木の生産を支援していく。</p> <p>また、特用林産物の風評被害を払拭するため、検査結果を消費者に公表していくことで、信頼確保に努めるとともに、市町村や関係団体等と連携しながら、様々なイベント等を通して本県産特用林産物の安全性を県内外にPRしていく。</p> <p>○がんばろう“とちぎの農業”緊急支援事業費 16,953</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(8) 本県産農産物の安全性PRについて</p> <p>原発事故による本県産農産物の風評被害についても、依然として厳しい状況が続いている。</p> <p>そこで本県産農産物の安全性に対する消費者のニーズに応えられるよう、消費者目線に立った放射性物質の測定や公表方法の改善等、きめ細かな安全対策に講ずること。</p> <p>また、風評被害を払拭するために、県内の道の駅等を活用した全県的な地産地消の推進につながる安全・安心キャンペーンを展開していくこと</p>	<p>農産物モニタリング検査については、消費者ニーズに応えられるよう、検査品目や検査地点数を増やすとともに、検査結果については、県のホームページはもとより各種広報媒体を活用し、幅広く周知を図っていく。</p> <p>また、農産物への風評被害を払拭するため、集客力のある各種イベントにおいてキャンペーンを実施するとともに、農業団体等が実施する道の駅等の交流施設を活用した安全性PRのイベントを支援していく。</p> <p>○県産農産物の安全・安心PR事業費 43,485</p>
<p>(9) 大規模災害時における「業務継続計画」の策定について</p> <p>県は、大規模な地震災害が発生した場合でも継続して行わなければならない業務を抱えているが、行政自身も被災する可能性が高いため、平常時の人員と執行環境を前提として業務を行うことはできない。</p> <p>そこで、大規模災害時に優先的に取り組むべき重要業務を非常時優先業務として予め抽出し、限られた人員、資機材などの資源を効率的に投入することによって、業務の継続と最短期間での復旧を図るために「業務継続計画」を策定すること。</p>	<p>県では、平成21年度の新型インフルエンザの流行を契機に「業務継続計画」を策定した。</p> <p>東日本大震災の際にも、この「業務継続計画」の考え方や手法に基づいて、災害対策業務や被災者支援業務等に人的資源等を集中させ、部局内または全庁的な応援体制をとりながら対応してきたところであり、今後起こりうる大規模災害に対しても、迅速かつ適切な対応ができるよう努めていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(10) 震災発生時における広域連携支援体制の確立について</p> <p>東日本大震災にあたって、阪神大震災を教訓とした関西広域連合では、大阪府や兵庫県などが、被災した東北3県に対して「カウンターパート方式」による物資の支援や人材の派遣、被災者の受入れ等を実施した。</p> <p>そこで本県においても、首都圏での直下型地震や東南海地震の発生に備えて、北関東・磐越エリアにおける広域連携支援体制を確立し、本年秋までに見直される「地域防災計画」に盛り込むこと。</p>	<p>東日本大震災のような広範囲にわたる震災に対応するためには、自治体相互の広域的な連携協力体制が重要なことから、全国知事会による広域応援協定の他、福島県、新潟県、茨城県、群馬県との間で五県協定を締結し、災害時における広域応援体制を構築している。</p> <p>全国知事会では、東日本大震災における応援調整の経験を踏まえ、広域応援スキームの見直しを進めているところであり、五県協定による応援体制についても各県との協議により見直しの上、「地域防災計画」に反映させ、広域のかつ大規模な災害に備えた広域応援体制の構築を進めていく。</p>
<p>(11) 東日本大震災復興推進基金事業の活用について</p> <p>本県において震災からの復興を図るため、特別交付税40億円を原資とする東日本大震災復興推進基金が創設された。</p> <p>今回、みんなのクラブが要望している事業のうち、県民生活の安定や観光振興対策、県内経済・産業活力の回復など、基金の目的に合致する事業については、積極的に当該基金の活用を図ること。</p> <p>また、本基金は市町にも設置されることを踏まえ、十分に連携を図り、効果的な執行に努めること。</p>	<p>東日本大震災からの復興を図るため、「東日本大震災復興推進基金」を積極的に活用し、県民生活の安定や経済・産業活力の回復、災害に強い地域づくり等を推進する事業を実施していく。</p> <p>また、基金積立額40億円のうち20億円については、市町村の震災復興事業に活用するため、平成23年度内に全市町に配分することとしている。</p> <p>引き続き、市町村と十分に連携を図りながら地域の実情にあったきめ細かな震災復興への取組を支援していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>4 行財政改革について</p> <p>(1) 「地方自治基本法（仮称）」制定の要望について</p> <p>憲法第92条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と規定しているが、実体はまさに地方統制法である。</p> <p>地域主権時代においては、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営するとの考えのもと、地方自治の本旨を明らかにし、地方自治体の自主的・自立的運営や住民自治と団体自治が担保される法制定が必要である。</p> <p>そこでこれらの趣旨を盛り込んだ「地方自治基本法（仮称）」を現行の地方自治法に代えて制定するよう国に要望すること。</p> <p>(2) 公会計制度（基準モデル）への取り組みについて</p> <p>県では現在、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき未利用財産の売却を推進しているが、財政状況を正確に把握するためには、道路などの売却できない財産についても、資産の公正価値（時価）による評価を行うことが必要とされる。</p> <p>そこで、本県における公会計制度（基準モデル）の導入を通じて、本県の財政状況がどのような状態にあるのか正確に把握するよう努めること。</p>	<p>政府は平成22年6月に「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）については、総務省において検討を進め、成案が得られた事項から順次国会に提出するとしている。</p> <p>県では、国に対して、施策・提案要望や全国知事会などでの活動などを通じて、地方への権限移譲や関与の縮小など、更なる地方分権改革の推進を強く求めてきたところであり、今後とも自主的・自立的な自治体運営を可能とする制度を確立するよう国に強く求めていく。</p> <p>新地方公会計制度について、総務省では、総務省基準モデルと総務省方式改定モデルを示しており、本県を含め41道府県が改定モデルを採用している。</p> <p>本県で基準モデルを導入するためには、全ての固定資産の公正価値による評価や複式記帳が必要であり、現行の財務会計システム的大幅な改修のほか、財産管理等のシステム構築も必要となることから、現在開発を進めている次期財務会計システムの導入に合わせ、国や他県の動向、導入の費用対効果等も見極めながら、対応を検討していく。</p> <p>なお、現在、総務省では、国際公会計基準の動向等も踏まえた地方公会計のあり方を検討しており、その動向も注視していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(3) 職員人事評価システムの給与等への反映と職員基本条例の制定について</p> <p>平成17年度から試行されてきた県職員に対する人事評価システムが、平成24年度から本格実施されることとされている。</p> <p>そこで人事評価システムによって上司と部下のコミュニケーションを密にし、相互理解を深め、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出すとともに、日々の仕事の成果や能力を適正に評価し、給与や昇進・昇格等に十分反映させていくこと。併せて、県幹部職員人事は、民間公募制度を導入し、能力実績主義の人事制度導入に向けた職員基本条例を制定すること。</p> <p>(4) 指定管理者に対する第三者評価と民間事業者の参入促進について</p> <p>指定管理者制度を導入している県有施設の管理運営状況を向上させるために、本県の指定管理者第2期（平成21～25年度）における指定管理者に対する第三者評価を実施すること。</p> <p>また、指定管理者第3期における民間事業者の参入を促進するために、事業者の参入意向の事前把握、より良い管理運営に対するアイデア等の公募要領へ取り入れを目的として、一部の施設について、サウンディング（公募前に、事業の基本方針等を公表し、意見・提案等を募集すること）を実施すること。</p>	<p>人事評価システムについては、これまでの試行結果を踏まえ、職員一人ひとりの能力を引き出し、組織としての業務遂行能力を最大限に高めていけるよう、平成24年度からの本格実施に向けて、現在、評価結果の給与等の処遇への反映方法も含め検討を進めているところである。</p> <p>本県では、現在、観光振興や企業誘致等の分野において、民間活力の活用という観点から、任期付きの幹部職員や非常勤特別職を民間から登用している。幹部職員への民間公募制の導入については、これまでの取り組みの検証等を行う中で研究していく。</p> <p>また、職員基本条例の制定については、地方公務員法との関係など整理すべき課題があることから、大阪府や他の都道府県、国等における議論を注視していく。</p> <p>指定管理者制度については、指定期間を3年から5年に延長するとともに、公募期間の延長や管理運営状況の評価結果の公表などの見直しを行い、応募事業者の増加や県民サービスの向上が図られるよう運用の改善に努めてきた。</p> <p>引き続き、多くの事業者の参入により、公の施設における県民サービスの向上と効率的な管理運営という制度導入の目的が十分達成されるよう、公募手続き等の運用の見直しを検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(5) 電力調達入札の推進について</p> <p>平成12年3月から、東京電力をはじめとする電力会社以外の「特定規模電気事業者（PPS）」による電気の供給が可能となっている。</p> <p>本県においても平成17年度に全ての県有施設において電力調達入札を実施したが、契約者を施設単位とした小口契約ではPPS側にとって魅力がなく、警察本部庁舎等を除いてほとんどが入札不成立となった。</p> <p>そこで電力調達入札については、施設ごとに任せる方法ではなく全庁的に改めて推進することで、経費を大幅に削減すること。</p> <p>(6) 県庁舎周辺における県有地の利用推進について</p> <p>県では現在、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づいて未利用財産の売却推進に努めている。</p> <p>このうち、県庁舎周辺については、現在の庁舎建設にあたって仮庁舎の敷地として利用されていた県有地等が点在している。これらの未利用地については、地元宇都宮市との協議の上、「県庁舎周辺における県有地利用マスタープラン（仮称）」を定め、その計画的かつ効果的な活用を努めること。</p>	<p>国が平成12年以降、段階的に進めている電力の小売自由化の拡大に伴い、全国の自治体でも入札による電力調達が広がってきている。</p> <p>県では、平成23年度分の電力調達において、大口需要の施設を中心に15施設で競争入札を実施した。</p> <p>入札による電力調達は、節電の取組と併せて電力料金削減の有効な手法であるため、平成24年度分からは本庁舎や県立学校で使用する電力の調達についても、競争入札を導入していく。</p> <p>県庁舎周辺の県有地については、県都の中心部にある貴重な財産であることから、県都の顔にふさわしい空間の創出やまちづくりの視点及び将来の社会経済情勢の変化を見据えた中長期的な視点から全庁的に利活用方を検討する必要がある。</p> <p>今後とも、地元宇都宮市との連携のもと、県庁舎周辺の望ましいあり方について検討していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(7) 危機に対応できる県庁組織の構築について</p> <p>県民の生命を脅かす事態は、地震や台風といった自然災害だけでなく、原子力災害、大規模火災、新型ウイルス、テロなどの多岐にわたっている。</p> <p>現在県の組織において、危機管理・災害対策室は県民生活部消防防災課内に設置されているが、県民の生命を守り、安全で安心して暮らすことができるようにするためには、本年度、県議会行政機構調査検討会でも話題に上った知事直属の部署や政策スタッフの配置の一環として、消防防災課危機管理・災害対策室の機能を知事直属の組織に移管し、各部局を横断的に掌握できる体制を構築するとともに、専門知識を有する危機管理チーム(危機管理監の増員)の設置を速やかに行うこと。</p>	<p>原子力災害対策組織については、平成23年12月に消防防災課内に設置した「原子力災害対策チーム」を核として、県民生活部に「原子力災害対策室(仮称)」を設置する方針である。</p> <p>当室では、放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて市町村が行う除染等の措置への支援や県有施設の除染に係る庁内調整、原子力災害損害賠償請求に係る取りまとめ、放射性物質に係る啓発など、原子力災害対策業務全般に係る総合調整を担うこととしている。</p> <p>今後は、危機管理監のもと、当室と消防防災課を車の両輪として、更に関係部局との連携を一層強化することにより、原子力災害を含めた災害対策に係る体制の充実・強化を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>5 新とちぎ元気プランの一層の推進にあたって</p> <p>重点戦略1</p> <p>暮らしを支える安心戦略の一層の推進にあたって</p> <p>(1) 医学部新設に向けた要望活動の一層の推進について</p> <p>全国的に医師不足の状況にある中、地域及び診療科における医師の偏在が、依然として深刻な問題となっている。特に、本県の県北地区は、人口10万人当たりの医師数が県内で最も少なく、茨城県北部や福島県南部を含めても、この地域には医学部がないことから、医学部新設による医療環境の整備が求められるところである。</p> <p>県では、昨年3月に県北3市1町の市町長から知事あてに「医学部新設の規制緩和に関する要望書」が提出されたことを受け、国に対し、抜本的な医師確保対策を講じるよう要望しているが、具体的に医学部の新設に向けた積極的な要望や行動計画を早期に策定し実施すること。</p> <p>(2) こども医療費の助成対象の拡大について</p> <p>小学6年生までを対象としている本県のこども医療費助成事業は全国トップレベルの水準にあるが、県内26市町中23市町では、市町独自の取組により既に中学3年生までを助成対象としている。</p> <p>こども医療費助成制度は、子育て支援のための基盤的な制度として全国的に定着しているが、県内市町間の均衡を図るとともに、少子化対策として、さらには子育て世代を呼び込む地域間競争に打ち勝つためにも、市町と協議の上、その対象を中学3年生まで拡大し、「子育て先進県とちぎ」の存在を確固たるものとする。加えて重度心身障害者医療費補助制度の対象者については、3歳以上における現物給付についても検討すること。</p>	<p>新たに県内に医学部が設置されることは、医師数が少ない県北地域にとどまらず、県全域における医師不足の解消や、医療の高度化・複雑化に対応した医療提供体制のレベルアップにもつながるものと期待される場所である。</p> <p>しかし、国は、未だに医学部新設の方針を決定していない状況にあることから、県としては、引き続き、国の動向等を注視するとともに、県議会や医療関係者等の意見を十分伺いながら、今後とも良質で安心・安全な医療が確保されるよう適切に対応していく。</p> <p>こども医療費助成制度については、持続可能な制度のあり方について市町村と協議を重ねた結果、厳しい財政状況の中でも所得制限の導入は行わずに、助成対象年齢を小学校6年生まで拡大したところである。また、重度心身障害者医療費助成制度における現物給付の導入については、障害者の負担軽減につながる一方、県・市町村の財政負担増を招くことから、事業の実施主体である市町村の意見も十分聴きながら、引き続き持続可能な制度運用に努めていく。</p> <p>なお、医療費の公費負担制度は、本来、国が全国一律に行うべきものであることから、県としては、様々な機会を捉えて、引き続き国に対して現物給付方式による助成制度の創設について要望していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(3)「県立特別支援学校再編計画(仮称)」策定による再編の推進について</p> <p>県では現在、「県立高等学校再編後期実行計画」に基づき、県立高校の再編を推進しているが、県内に15ある県立特別支援学校についても、高等特別支援学校設置後の状況も勘案しながら計画的な再編を行い、在籍する幼児、児童、生徒の障害の程度や重複化などに適切に対応していく必要がある。</p> <p>そこで、県において「県立特別支援学校再編計画(仮称)」を新たに策定し、盲学校及び聾学校のあり方検討や那須特別支援学校における肢体不自由児クラスの設置などを含め、県立特別支援学校の再編について具体的に検討すること。</p> <p>(4) 高齢者の在宅介護への支援の充実について</p> <p>県では平成24年度から26年度までを計画期間とする栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21(五期計画)」において、介護保険施設の整備を促進するとともに、在宅サービスの充実を図り、地域包括支援センターを中心とした高齢者に対する切れ目のない支援体制づくりに取り組むこととしている。</p> <p>また一方で、在宅での介護によって、先の見えない介護疲れからくる精神的ストレスや身体的疲労が家族の大きな負担となることも懸念されることから、介護にあたる家族へのレスパイトケアを推進するとともに、介護の担い手の高齢化・固定化に対しても必要な対策を講じること。</p>	<p>特別支援学校については、児童生徒数の増加や軽度の知的障害がある生徒の職業教育の強化などの課題に対応するため、これまでに富屋特別支援学校鹿沼分校の設置や高等特別支援学校の整備など、計画的に教育環境の充実に努めてきた。</p> <p>盲学校及び聾学校については、今後の児童生徒数の見込みや県内唯一の視覚障害・聴覚障害の専門校であることなどから現行形態を維持していく。</p> <p>また、那須特別支援学校については、肢体不自由児を含む重複障害学級を設置するとともに、担当教員の専門性向上を図ることなどにより肢体不自由教育の充実に努めている。</p> <p>今後は、高等特別支援学校整備後の児童生徒数の推移等を見極めながら、特別支援学校のあり方について検討していく。</p> <p>○高等特別支援学校整備費 47,696</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(5) 障害者雇用の一層の促進について</p> <p>県内の民間企業における障害者実雇用率は1.58%であり、法定雇用率に達していない。また県教育委員会などの公的機関においても同様の状況にある。</p> <p>県はこのほど、軽度の知的障害のある生徒を対象に職業教育を行う高等特別支援学校を設置することを表明した。</p> <p>そこで、この高等特別支援学校が設置される機会を捉えて、県内における障害者雇用の促進について、栃木労働局や県内市町などとの連携に一層積極的に取り組むこと。</p>	<p>障害者の雇用促進については、これまでも栃木県障害者雇用支援合同会議や障害者就業・生活支援センター事業を通じて栃木労働局等の関係機関と連携を図りながら、取り組んできたところである。</p> <p>さらに、平成24年4月に「とちぎジョブモール（仮称）」を設置し、栃木労働局や障害者支援団体等との連携により障害者を対象とした相談コーナーを開設し、総合相談から職業訓練、就業体験、職業紹介等の就労支援を実施していく。</p> <p>○とちぎジョブモール設置運営費（緊急雇用・一部再掲） 37,250 (4,742)</p> <p>○緊急雇用創出事業費 6,982,805</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(6) 「タンデムマス・スクリーニング検査」の導入について</p> <p>現在、全ての新生児に対し、先天性代謝異常症の6疾患に対する早期発見・早期治療のために「新生児マス・スクリーニング検査」が実施されているが、他県では、より多くの疾患を発見できる「タンデムマス法」を用いた「新生児マス・スクリーニング検査」の導入に向けた検討が急速に進んでいる。</p> <p>そこで本県においても、「タンデムマス・スクリーニング検査」を早急に導入し、一人でも多くの障害の発生を予防できるよう努めること。</p> <p>(7) 那須学園における年長児寮の整備について</p> <p>那須学園(矢板市沢)は、児童福祉法第44条に規定される児童自立支援施設として、生活指導等を必要とする児童の自立を支援するとともに、施設退所者に対する相談その他の援助を行うことを目的として設置されている。</p> <p>そこで、義務教育年限を修了したものの、頼るべき家庭のない施設退所者を支援するために、ぐんま学園武尊寮(群馬県前橋市)のような年長児寮を整備し、退所者に対するアフターケアに努めるとともに、その社会的自立を積極的に支援すること。</p>	<p>「タンデムマス法」を用いた「新生児マス・スクリーニング検査」については、1回の検査により、従来の検査で発見される6疾患に加え、新たに22の疾患を発見でき、疾患の早期発見・早期治療による心身の障害の予防や軽減につながることから、平成24年度に導入することとした。</p> <p>○先天性代謝異常等検査費 48,990</p> <p>県では那須学園や児童養護施設等の退所者に対し、就職時等における保証人の確保や職場開拓等の就業支援、生活・就労相談など各種のアフターケア事業を実施しているほか、施設退所後の行き場のない者等の支援施設である自立援助ホームの設置や運営を支援している。また、那須学園では、退所児童に対し、電話や家庭訪問、職場訪問による現況確認等を行うほか、本人、保護者、職場からの様々な相談に継続的に対応している。</p> <p>今後とも、自立援助ホーム、児童養護施設やNPO等との連携によるアフターケア事業の充実を図り、施設退所者の自立を支援していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(8) 消防団を核とした身近な危機管理体制の構築について</p> <p>東日本大震災の教訓を踏まえ、消防団を核とした身近な危機管理体制の構築は急務となっている。</p> <p>そこで、消防団員の確保に改めて取り組むとともに、特に女性消防団員の拡充を通じて、消防団活動全般において、女性ならではのきめ細かな対応を強化にすること。</p> <p>また、地域の自主防災組織はもとより、行政や企業との連携を強化するとともに、非常時に地域において迅速に活動できる消防団の体制の整備を促進すること。</p>	<p>消防団は、災害時において救助活動等の地域の消防・防災活動を担うことから、市町村が行う女性消防団員をはじめとする消防団員の加入促進対策や消防団装備品整備などを支援している。</p> <p>また、消防団と自主防災組織との連携強化や企業等における消防団活動への理解促進を支援しており、今後とも、地域住民による防災力の向上に取り組んでいく。</p> <p>○地域防災力向上支援事業費 58,230</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(9) DV被害者への対応の充実について</p> <p>県ではDV被害者への相談体制を強化するために、昨年からDV被害者の相談機能や一時保護を、とちぎ男女共同参画センターに一元化した。</p> <p>しかし、県警が昨年上半期に認知したDV件数は過去最多の322件に達している一方で、今年度上半期のとちぎ男女共同参画センターが行った被害者の一時保護は、前年同期より6割減少しているが、このことは相談体制の一元化が県民に周知されていないことが一因と考える。</p> <p>そこで、DV被害におけるとちぎ男女共同参画センターへの相談体制の一元化について改めて周知するとともに、被害者に対するよりきめ細かな対応や民間支援団体との連携強化などについて取り組むこと。</p> <p>(10) 青少年による携帯電話の安全な利用の促進について</p> <p>近年、出会い系サイトに起因する犯罪、被害児童数は、ともに減少傾向にあるものの、非出会い系サイトに起因する犯罪、被害児童数は増加している。また、スマートフォンなどの高度な情報端末を操作することも、既に日常的になりつつある。</p> <p>そこで青少年がメディアリテラシーを身につけ、安全に携帯電話を利用するための対策について、現在推進しているフィルタリングやネットパトロールに加えて、民間業者や警察などとの連携を図ることで、その質を一層向上させること。</p>	<p>平成23年4月にとちぎ男女共同参画センターにおいてDV被害者への相談体制の一元化を行い、関係機関への通知や各種イベント等を通して周知してきたところであるが、今後、さらに県民向け携帯用パンフレット、啓発用ポスター、医療機関等の関係者向けパンフレットの作成による広報活動などあらゆる機会を通して周知していく。</p> <p>また、DV被害者への支援に当たっては、市町村や豊富な経験を有する民間支援団体等と連携を図りながら、被害者の意向を尊重した上で、きめ細かな取組を行っていく。</p> <p>「とちぎ青少年プラン2011～2015」の施策の柱のひとつに「社会環境浄化活動の推進」を位置づけ、小中学校での携帯電話の講習会や実践的なネット安全教育の実施をはじめ、民間事業者とともに、広く県民に携帯電話利用に潜む危険性の認識と安全利用を周知するなど、青少年の携帯電話の適正な利用について普及啓発に取り組んでいる。</p> <p>今後とも関係業界団体をはじめ、行政、教育委員会、警察相互における連携を強化し、青少年にとって安全・安心な携帯電話の利用環境を整備していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(11) スクールカウンセラーによる教育相談体制の充実について</p> <p>不登校・いじめ問題を改善するためには、学校生活等に悩む子供たちを早期に発見することが重要である。県では、スクールカウンセラーの配置による教育相談体制の整備に努めているが、一層積極的な取組が必要不可欠である。</p> <p>そこで、スクールカウンセラーを早期に全校配置するとともに、教職員とのコミュニケーション不足による孤立を防ぎ、スキルを十分に活かすことができるよう、運用面についても充実させること。</p>	<p>スクールカウンセラーの配置については、平成23年度は、中学校109校、高等学校5校の拠点校に配置し、拠点校から各小・中・高校に派遣しているところであり、平成24年度についても増員を図り、きめ細かな相談体制を整備していく。</p> <p>また、配置校の教員を対象として、カウンセラーの効果的な活用のために必要な研修を実施するなど、今後とも、各学校における教育相談体制の更なる充実に努めていく。</p> <p>○学校生活適応支援事業費（緊急雇用・一部再掲）231,158 (21,552)</p>
<p>(12) 警察署の整備推進及び「交番・駐在所再編計画（仮称）」の策定について</p> <p>県はこれまで警察署については、計画的に施設整備を行っているが、老朽化する警察署の建て替えを含めた一層の整備推進が必要である。</p> <p>また、県内に設置されている74交番、194駐在所についても、交通事故への対応や犯罪の増加等により、その機能強化が求められている。そこで新たに「交番・駐在所再編計画（仮称）」を策定し、交番・駐在所の、人口増加地域や犯罪被害多発箇所などへの設置を通じて、県民の体感治安を回復させること。</p>	<p>老朽化した警察署については、警察を取り巻く社会環境や広域化する犯罪事象及び地域住民の利便性を踏まえつつ、計画的な整備を図っていく。</p> <p>また、交番・駐在所の整備については、治安情勢や社会環境の変化に対応した見直しを行い、必要に応じ駐在所を統廃合して交番を新設するなど、当該地域の人口、事件・事故の発生状況や地域の特性等を踏まえた整備に努め、県民の体感治安の回復を図っていく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(13) 非常用発動発電機導入の一層の推進について</p> <p>現在、県内警察署における非常用発動発電機の導入が2カ年計画で予定されており、来年度については整備が必要な県内14警察署のうち5警察署で導入されることとなっている。</p> <p>しかし、非常用発動発電機は、大規模災害発生時において必要不可欠な設備であることから、2カ年での導入計画を前倒しし、単年度で県内14警察署すべてに導入すること。</p>	<p>警察庁舎は、災害発生時における各種救援活動等警察活動の拠点施設であることから、停電等の非常時においても、治安維持機能に支障を来たすことのないよう整備計画を前倒しし、警察本部庁舎及び14警察署庁舎の非常用電源設備の更新整備を行うこととした。</p> <p>○大規模災害時治安維持機能確保対策費 227,785</p>

要 望 事 項	回 答
<p>重点戦略2 明日を拓く成長戦略の一層の推進にあたって</p> <p>(1) 県香港駐在員事務所の機能強化と「海外支援員(仮称)」の委嘱について</p> <p>県香港駐在員事務所は本年4月で(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)香港事務所内での開設10年を迎えるが、急成長する「30億人のアジア市場」を本県に取り込んでいくことは、今後、本県経済の活性化にとって一層必要となってくる。</p> <p>そこで現在、県職員1名が派遣されている県香港駐在員事務所については、県内企業からの派遣者を受け入れてその機能を強化するとともに、アジアの主要都市に住む県関係者を「海外支援員(仮称)」として委嘱し、県内企業等のアジアにおける販路拡大を支援していくこと。</p> <p>(2) TPP参加を見据えた対策の推進について</p> <p>政府がTPP(環太平洋戦略的経済連携協定)交渉参加に向けて関係国との協議に入っていることを表明している現在、本県もTPP参加に当たっての対策を講じていく必要がある。</p> <p>そこで、TPP参加に伴い、海外の多種多様な食品が流入してくることが予想されることから、国に対して輸入時の監視・検査体制を一層強化し、「食の安全」の確保を図るよう要望するとともに、「30億人のアジア市場」をターゲットとした「とちぎブランド」農産物の一層の振興を図ること。</p>	<p>中国等への県産品の販路開拓・拡大を推進する上で、海外駐在員事務所は大きな役割を担っている。このため、中国を始めとするアジア地域の経済動向や県内企業のニーズ等を踏まえ、原発事故に伴う中国等の輸入規制の状況も見極めつつ、海外駐在員事務所の機能がより効果的に発揮できるよう努めていく。</p> <p>また、中国・香港における企業人会や中国浙江省の栃木友人会等のネットワークを活用するとともに、(独)日本貿易振興機構等との連携を強化しながら、意欲のある県内企業等の販路拡大を支援していく。</p> <p>食品輸入時の監視・検査等については、検疫所において適切に実施されているところであるが、更なる食の安全の確保を図るため、今後も、監視・検査体制の一層の拡充強化を国に対し要望していく。</p> <p>経済発展が著しい中国などのアジア市場においては、品質に優れる日本産農産物に対するニーズが高いことから、原発事故に伴う輸入禁止措置が早期に解除されるよう、国に強く働きかけるとともに、海外バイヤーの招聘や現地での安全・安心キャンペーンを支援するなど、相手国における県産農産物の安全性のPRに取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(3) フードバレーとちぎの一層の推進について</p> <p>本県における農業者と商工業者等との連携により食品関連産業の振興を図る「フードバレーとちぎ」の取組は、農業をはじめとする関連産業の高付加価値化を図るものとして期待されているが、その実現のためには、販路開拓への強力な支援を必要としている。</p> <p>そこで、フードバレーとちぎ農商工ファンドを活用して商品開発を推進し、地域ごとに「食」「加工品」をブランド化し、メディアを通じてその需要を積極的に高めること。</p>	<p>フードバレーとちぎ農商工ファンドやアグリフードビジネス支援事業等による助成や制度融資を活用し、地域における農業者と食品事業者の連携による特色ある商品開発を支援している。</p> <p>また、新商品等の販路開拓支援の充実を図るため、新たに県内観光地の旅館、物産店等を対象とした商談会を開催、「栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」による売り込みを行うとともに、県外での大規模商談会への出展やインターネットを活用したPRを支援するなど、販路拡大に取り組んでいく。</p> <p>○フードバレーとちぎ推進事業費 339,008</p> <p>○フードバレーとちぎ農政推進事業費 17,570</p> <p>○「とちぎのいいもの」販売推進事業費 48,551</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金の活用について</p> <p>国の平成24年度予算案では、本県に工場(製造業)や物流施設を立地する企業に対し、経費の25%を補助する新制度が導入される。</p> <p>この新制度については、震災前と比較した企業立地の落込み率等を勘案して予算化された制度であることから、本県の優遇制度と合わせ、企業誘致に有効に活用すること。</p>	<p>企業誘致に当たっては、本県の優遇制度や優れた立地環境をPRするとともに、自動車産業等の重点5分野やフードバレーとちぎを目指した食品関連産業など、本県の企業誘致方針との整合性を図りながら、国の「原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金」を活用し、戦略的かつ積極的な誘致活動を進めていく。</p> <p>○戦略的企業立地促進事業費 800,000</p> <p>○産業定着集積促進支援事業費 200,000</p> <p>○立地企業緊急雇用促進事業費 100,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(5) 離転職者等再就職訓練事業の拡充について</p> <p>平成23年11月の有効求人倍率(季節調整値)は、前月を0.03ポイント上回る0.67倍となり、持ち直しの動きが続いているものの雇用情勢は依然として厳しい状況にある。</p> <p>県では現在、離職者等の再就職を促進するために離転職者向け職業訓練を民間教育訓練機関に委託して実施しているが、訓練受講者の就職率は60%に達しており求職者のニーズも高い。そこで当該事業の拡充を通じて、一人でも多くの離職者等の再就職を支援すること。</p> <p>(6) 「栃木県版“平成検地”(仮称)」の実施について</p> <p>農業の担い手不足や高齢化により、農地の利用集積は喫緊の課題である。</p> <p>そこで県内市町や関係機関と連携の上、農地の所有権や耕作放棄地を明確にする「栃木県版“平成検地”(仮称)」を実施し、農地の利用集積を促進すること。</p> <p>また、これらの取組に基づいて、農地転用規制(ゾーンニング)の一層厳格な運用を行い、優良農地の集団性確保にも努めること。</p>	<p>県では、これまで、急激な雇用情勢の悪化により増加した離職者等に対して、民間教育訓練機関等へ委託する職業訓練を拡大してきたところである。</p> <p>平成24年度においても、震災や長引く円高の影響により、引き続き厳しい雇用情勢が見込まれることから、IT分野や介護分野等に加え、環境分野において新たなコースを設定するなど、訓練の拡充を図る予定である。</p> <p>今後も、栃木労働局との密接な連携のもと、求職者や企業のニーズを踏まえた訓練を適切に実施し、離職者等の再就職を支援していく。</p> <p>市町村に対し、地域農業の担い手や今後の地域農業のあり方等を定める「地域農業マスタープラン」の作成を支援し、担い手への農地の利用集積を促進していく。</p> <p>また、農地法改正による転用規制の強化を踏まえ、許可基準の適正な運用を図るとともに、平成22年12月に変更した「県農振整備基本方針」に基づき農用地面積の確保や市町村における農振整備計画の見直しを支援するなど、優良農地の確保・保全に取り組んでいく。</p> <p>○農地集積推進事業費 244,701</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(7) 新規就農総合支援事業を契機とした新規就農者の確保について</p> <p>本県において力強い農業を推進するためには、新規就農者、とりわけ若い人材を確保することが必要不可欠である。</p> <p>このような状況のもとで、政府は就農希望者、新規就農者、農業教育機関、農業法人等に対する総合的な支援策を実施するため、このほど「新規就農総合支援事業」の全体像を示したことから、これを機に、新規就農に関する新たな制度を本県独自で構築し、市町と連携した上で着実に推進すること。</p>	<p>円滑な就農を促進するため、就農希望者に対する地域別、作物別、時期別の支援内容を明記した「地域就農プログラム」に基づき、研修、農地確保、施設・機械の導入などを各関係機関・団体等と一体となってきめ細かに支援していく。</p> <p>国の新たな給付金制度についても、こうした取組と併せて制度の周知に努め、一層の新規就農者の確保育成につなげていく。</p> <p>○新規就農総合支援事業費 313,784</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(8)「とちまるショップ」の活用について</p> <p>本年5月、東京スカイツリータウン内に設置されるアンテナショップ「とちまるショップ」は、本県のイメージアップとブランド力の向上が期待されている。</p> <p>そこで、昨年4月に東京事務所に設置された栃木県企業誘致・県産品販売推進本部との連携を強化し、県産品の販売促進や観光情報の提供に努めること。</p>	<p>平成24年5月にオープンする「とちまるショップ」では、県内各地域の特産品の販売や観光を始めとする様々な情報を全国に向けて発信することにより、とちぎの魅力をPRしていく。^{とちぎのいいもの}</p> <p>「栃木県企業誘致・県産品販売推進本部」は企業間取引や商談の営業拠点として、また、「とちまるショップ」は一般消費者向けの販売拠点として、これらの役割分担のもと連携し、「とちぎのいいもの」を売り込んでいく。</p> <p>○アンテナショップ運営事業費 22,470</p>
<p>(9)「コンパクトシティ」の促進について</p> <p>近年、都市の機能を中心市街地に集める「コンパクトシティ」の発想が注目されている。</p> <p>「コンパクトシティ」では、中心市街地を活性化させるだけでなく、歩ける範囲に市街地を限定することで、高齢者にも優しいまちづくりが可能になるとされている。</p> <p>そこで、「コンパクトシティ」の発想による、県内市町の中心市街地のハード、ソフト両面の整備を支援し、まちなか居住を促進すること。</p>	<p>平成23年度に改定した「都市計画区域マスタープラン」においては、人口減少・超高齢社会に対応した今後のまちづくりの基本的考え方を「集約型都市構造(コンパクトシティ)」とし、その構築を目指すこととしている。</p> <p>これを踏まえ、まちなか居住の推進やにぎわい創出を目的に市町村が策定した中心市街地活性化基本計画の実現に向け、関連する県事業を重点的に推進するなど、積極的に支援していく。</p> <p>○中心市街地活性化先導事業費 66,714</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(10) 本県経済活性化と安全・安心のための道づくりの推進について</p> <p>県は、県内経済の活性化を図るために、スマートICや地域高規格道路等の幹線道路の整備推進を国等に強く要望していくとともに、県民生活の安全・安心を確保するために、特に小学校周辺の通学路などの歩道整備を推進すること。</p> <p>また、「とちぎ未来開拓プログラム」により新規の事業化が困難な状況のもとであっても、事前の各種準備的な調査を実施し、プログラムの集中改革期間終了後における工事発注が、途切れることなくなされるよう努めること。</p>	<p>産業や観光の振興を図るため、スマートICや地域高規格道路等の幹線道路の整備について、国や東日本高速道路(株)等の関係機関に要望していく。</p> <p>通学路の歩道整備については、引き続き、毎年度30kmを目標に着実に整備を進めていくこととしており、特に小学校周辺半径約1km区域内の歩道を重点的に整備していく。</p> <p>また、社会資本整備の円滑な事業執行のためには、一定量の調査ストック及び用地ストックが不可欠であることから、必要な調査を実施していくとともに、計画的な用地取得を進めていく。</p> <p>○公共事業費(補助)(県土整備部) 35,694,373</p> <p>○県単公共事業費(県土整備部) 7,352,148</p> <p>○国道408号バイパス建設事業費(公共・再掲) (1,450,000)</p> <p>○減災対策推進調査費 76,500</p> <p>○緊急防災・減災対策事業費 2,000,000</p>

要 望 事 項	回 答
<p>重点戦略3</p> <p>未来につなぐ環境戦略の一層の推進にあたって</p> <p>(1) 再生可能エネルギーの利用促進について</p> <p>福島第一原発事故を契機として、エネルギーの地産地消をはじめとする原発に頼らない地域づくりが喫緊の課題となっている。</p> <p>太陽光や小水力といった再生可能エネルギーが注目を集めているが、本県は自然エネルギーの宝庫であり、その利用促進を図るべきである。</p> <p>なかでも、このほど地域活性化総合特区として指定された「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」により、全国に先駆けて地域資源を活用した小水力発電ビジネスモデルを構築するとともに、農山村地域における地域活性化を推進すること。</p>	<p>本県の豊かな自然を活用した地産地消型の再生可能エネルギーとして、重点的に太陽光や小水力、バイオマス、温泉熱の導入を促進している。</p> <p>また、「栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区」において、規制の特例措置等を活用するとともに、県内中小企業の高度な技術を小水力発電施設の製造、管理等に活かしながら、小水力発電事業を推進していく。</p> <p>○スマートビレッジモデル研究事業費 10,274</p> <p>○再生可能エネルギー導入促進事業費 1,512,054</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(2) 県企業局による中小水力発電施設設置推進について</p> <p>原発事故を契機として、従来の大規模発電に代えて、地域分散型の電力供給が必要とされている。</p> <p>そこで、これまで県営水力発電所の発生電力を電力会社に卸供給してきた県企業局の電気事業については、中小水力発電施設の設置を推進することで供給電力量を増加させ、地域エネルギーの安定供給を図ること。</p>	<p>再生可能エネルギーの一つである中小水力発電については、採算性や電気事業を取り巻く情勢等を見極めながら、検討を進めているところである。</p> <p>平成24年度においては、既存の砂防ダムを活用した中小水力発電施設の設置に向け、河川の流量調査等、実施可能性の調査を行うこととしている。</p>
<p>(3) 木質バイオマス発電・バイオガス発電の推進について</p> <p>温室効果ガス削減につながる木質バイオマス発電を県が積極的に支援すること。</p> <p>また、酪畜産業の糞尿などを原材料としたバイオガス発電についても県畜産酪農研究センターのみならず酪畜産業地域においても、一層の推進をすること。</p>	<p>木質バイオマスについては、製材業者等による森林資源のフル活用を促進するため、木材乾燥用ボイラーや木質バイオマス発電施設の整備を支援している。</p> <p>畜産酪農研究センターのバイオガスプラントでは、家畜ふん尿等から発生するバイオガスを電気・熱エネルギーに変換する実証実験を行っており、引き続き、普及に向けた研究に取り組んでいく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(4) 耕作放棄地等を活用した太陽光発電の促進について</p> <p>このほど政府は、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの普及促進にあたって耕作放棄地を活用できるよう、関係法令の規制を緩和する法案提出を決めた。</p> <p>そこで本県も、「栃木県地球温暖化対策実行計画」において、太陽光発電システムの設置容量を現在の7万6,000kWから2015年には34万kWとするエネルギービジョンを掲げていることを踏まえ、耕作放棄地を含む未利用地を積極的に活用した太陽光発電の一層の普及促進に取り組むこと。</p> <p>(5) EV・PHVタウンの推進について</p> <p>「EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド車）タウン」に選定された本県では、EV・PHVの普及促進に先導的に取り組んでいる。</p> <p>そこで、まずは県が率先してEV・PHVの導入を推進し、また県有施設に急速充電設備を配置するなどして、「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」の目標達成に向けた動きを加速させること。</p>	<p>太陽光発電の普及拡大を図るため、住宅や事業所における太陽光発電の導入に対する支援を充実・強化するとともに、民有地を含む未利用地を活用したメガソーラーの誘致に積極的に取り組み、「栃木県地球温暖化対策実行計画」に掲げた目標の実現を図っていく。</p> <p>耕作放棄地については、農地として活用していくことを基本に、発生防止に向け担い手への農地の利用集積を推進する。</p> <p>なお、国において、再生可能エネルギー発電設備について、農地法等の手続きの簡素化などに関する法案提出の動きもあることから、その動向を注視していく。</p> <p>「栃木県EV・PHVタウン推進アクションプラン」に掲げた2013年度までにEV・PHVの普及台数を1,000台、急速充電設備を25台とする目標を達成するため、EV・PHVを率先導入するとともに、市町村や民間企業と協働して急速充電設備の整備を進めていく。</p> <p>併せて、「レイル&EV観光モデル事業」や「中山間地域でのEV活用事業」などの具体化に取り組み、EV・PHVの導入拡大を図っていく。</p> <p>○次世代自動車導入加速化事業費 68,253</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(6) 森林経営計画の作成にあたる人材の育成について</p> <p>このほど改正された森林計画制度の中で、これまでの「森林施業計画」が「森林経営計画」と改められた。新たな森林経営計画のもとでは、集約化を前提とした路網の整備などを含めた実効性ある取組が期待されている。</p> <p>京都議定書において森林経営による二酸化炭素吸収量を算入することが可能となったことを契機に、地球温暖化対策にあたっての森林整備が果たす役割は一層注目されている。そこで森林所有者や森林組合等の林業事業体、NPO法人といった、森林経営計画の作成にあたる人材を育成し、効果的な森林経営計画づくりに役立てること。</p> <p>(7) イノシシ肉加工施設の設置促進について</p> <p>本県は四季折々の豊かな自然環境に恵まれている一方で、イノシシに代表される野生鳥獣が農林業に被害を及ぼしている地域が年々増えてきている。</p> <p>そこで、人と自然が共生する形態を実現するためのあり方として、イノシシ肉を地域資源として有効活用するために、関係市町と協議の上、被害の多い県南地域にイノシシ肉加工施設の設置を促進すること。</p>	<p>持続的な森林経営と林業の採算性の回復を図るため、平成23年4月、森林経営計画制度が創設されたところである。</p> <p>施業の集約化に向けた合意形成、集約化による効率的な間伐や路網整備計画の策定等に携わり、森林経営計画作成の中核を担う森林施業プランナーは、専門的かつ高度な知識・技術が要求されるため、計画作成に必要な技術研修などを行い、実効性の高い計画の作成に当たる人材の育成に取り組んでいく。</p> <p>○森林整備加速化・林業再生基金事業費 1,529,780</p> <p>原発事故に伴う放射性物質の影響により、イノシシ肉は、那珂川町イノシシ肉加工施設が出荷する肉を除き出荷制限の指示を受けていることから、県南地域におけるイノシシ肉加工施設の整備については、関係市町村と十分に協議していく。</p>

要 望 事 項	回 答
<p>(8) 馬頭最終処分場の整備推進について</p> <p>東日本大震災において大量に発生した災害廃棄物の処理が、被災地の復興にも大きな影響を及ぼしていることから、廃棄物最終処分場の設置の必要性が改めて認識されている。</p> <p>本県においては、管理型産業廃棄物最終処分場が1か所もない状況であり、馬頭最終処分場を整備することの意義は非常に大きいものとする。</p> <p>そこで、現在、全事業用地の約7割を確保した馬頭最終処分場の整備にあたっては、引き続き地元那珂川町と緊密な連携を図りながら、その早期整備に努めること。</p>	<p>馬頭最終処分場整備事業については、那珂川町議会において県営最終処分場建設の促進等について決議されるなど、地元においても理解が深まってきており、今後とも、町との緊密な連携を図りながら、地元住民の一層の理解促進に努めるとともに、事業用地の取得を進めるなど、早期着工に向けて取り組んでいく。</p> <p>○馬頭最終処分場整備事業費 550,308 [一般会計96,308、特別会計454,000]</p>